○市立豊中病院松葉杖保証金管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立豊中病院(以下「病院」という。)の松葉杖を貸出しする際の保証金(以下「保証金」という。)の管理について必要な事項を定めることにより、 円滑な松葉杖の貸出しおよび返却を図ることを目的とする。

(徴収対象者)

第2条 保証金の徴収対象者は、病院で松葉杖が必要と医師が診断し、松葉杖の貸出し を受けた者(以下「被貸与者」という。)とする。

(保証金の額および預り証の交付)

第3条 保証金の額は、貸出しの本数に関わらず1回の貸出しについて5,000円とし、病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、当該保証金と引換えに松葉杖保証金預り証(以下「預り証」という。)を交付(様式第1号)し、松葉杖の貸出しを行うものとする。

(徴収猶予)

第4条 管理者は、緊急やむを得ない場合又は特別な理由があると認められる場合は、 保証金の徴収を猶予することができる。ただし、前述の理由が解消された場合は、そ の時点で猶予した保証金を徴収するものとする。

(保証金の返還)

- 第5条 管理者は、被貸与者が松葉杖を返却した場合は、当該被貸与者に交付した預り 証と引換えに保証金を返還するものとする。
- 2 管理者は、被貸与者が預り証を紛失した場合において、当該被貸与者が保証金の正 当な権利者であることが確認できたときは、保証金を返還するものとする。
- 3 被貸与者が、松葉杖を貸出しした日から起算して3年を経過する日までに貸与した 松葉杖を返却しない場合は、管理者は、前2項の規定にかかわらず、3年を経過する 日以降は被貸与者から徴収した保証金の返還を行わないものとする。

(返却の督促)

第6条 管理者は、被貸与者が松葉杖の貸出しから6ヶ月を経過した日以降も返却手続きを行わない場合において、引き続き貸出しを行うべき正当な理由がないと認められるときは、当該被貸与者に対し返却を督促するものとする。

(保証金の取扱い)

- 第7条 徴収した保証金は、松葉杖保証金管理台帳(様式第2号)を作成するとともに、 豊中市病院事業会計規程に基づき、預り金として適正に保管するものとする。
- 2 第5条第3項の規定により、3年を経過した日以降の保証金については、当該日の属する年度末以降の日に、その保証金を預り金からその他医業外収益に振替えるものとする。
- 3 被貸与者が、貸与した松葉杖を修復不能な状態に破損、紛失又はその他返却するこ

とが困難となった場合は、管理者は、当該被貸与者から保証金預り証を回収又は松葉 杖保証金振替承諾書(第3号様式)を徴収し、その者に係る保証金を預り金からその 他医療外収益に振替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置)
- 2 この要綱は、施行日前までに徴収した保証金について適用する。ただし、第6条の規定を除く。

豊中市病院事業管理者 様

松葉杖保証金振替承諾書

借用した松葉杖を下記の理由により返却できませんので、市立豊 中病院松葉杖保証金管理要綱第7条第3項に基づき、松葉杖保証金 を、その他医業収益に振替えることを承諾します。

記

1.	松葉	杖保記	正金	5,000円		
2.	返却不能理由			□修復不能		
				□紛失		
				□その他返却が困難(理由:)
3.	届	出	者	住所		
				氏名	印	
				(借用者との続柄:)